

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

25問 2時間

A - 1 次に掲げる記述のうち、電波法に規定する定義として、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 「電波」とは、300万ギガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
- 2 「無線電信」とは、電波を利用して、モールス符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 3 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 4 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 5 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A - 2 アマチュア局の免許人が、その局についてあらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのは、どの場合か、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 その局の運用を6箇月以上休止しようとするとき。
- 2 非常通信を行おうとするとき。
- 3 その局の受信設備の全部を変更しようとするとき。
- 4 通信事項を変更しようとするとき。
- 5 無線局の運用の停止の処分を受けた後、運用を再開しようとするとき。

A - 3 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更が生じたときは、その免許状についてどの措置をとらなければならないか、電波法の規定により正しいものを下の番号から選べ。

- 1 免許人が訂正し、必要な書類を添えて総務大臣に報告する。
- 2 指定事項以外の記載事項に変更が生じた場合は、免許人が訂正し、その旨総務大臣に報告する。
- 3 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。
- 4 免許人が訂正し、再免許の申請の際にその旨申し出る。

A - 4 次の記述は、無線局の廃止等に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

免許人は、その無線局を □ A □ ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□ B □ 以内にその免許状を返納しなければならない。
 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく □ C □ を撤去しなければならない。

- | | A | B | C |
|---|------|-----|------|
| 1 | 廃止する | 1箇月 | 空中線 |
| 2 | 廃止する | 3箇月 | 無線設備 |
| 3 | 廃止した | 3箇月 | 空中線 |
| 4 | 廃止した | 1箇月 | 電源設備 |

A - 5 次の記述は、安全施設に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

無線設備には、□ ことがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。

- 1 他の電氣的設備の機能に障害を与える
- 2 無線局の運用に支障を来す
- 3 物件に損傷を与え、又は電磁環境を破壊する
- 4 人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える

A - 6 次の記述は、「周波数の許容偏差」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の□A□周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の□B□周波数の基準周波数からの許容することができる最大の偏差をいい、□C□で表す。

- | | A | B | C |
|---|----|----|-----------|
| 1 | 割当 | 特性 | 百万分率又はヘルツ |
| 2 | 割当 | 占有 | 百万分率 |
| 3 | 基準 | 占有 | 百万分率又はヘルツ |
| 4 | 基準 | 特性 | ヘルツ |

A - 7 次の表は、上欄に電波の型式を、下欄にその電波の型式を使用するアマチュア局の送信設備のそれぞれの空中線電力の表示(当該電力を測定することが困難であるか又はその必要がない送信設備を除く。)を、電波法施行規則の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

電波の型式	A 1	A 3	A 3 J	F 2	F 3
空中線電力	せん 尖頭電力	□A□ 電力	せん 尖頭電力	□B□ 電力	平均電力

- | | A | B |
|---|----------|----------|
| 1 | せん
尖頭 | せん
尖頭 |
| 2 | せん
尖頭 | 平均 |
| 3 | 平均 | せん
尖頭 |
| 4 | 平均 | 平均 |

A - 8 次に掲げる事項のうち、空中線の指向特性を定める事項として、無線設備規則に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 主輻射方向及び副輻射方向
- 垂直面の主輻射の角度の幅
- 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 給電線よりの輻射

A - 9 次の記述は、無線局の目的外使用の禁止等について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、免許状に記載された目的又は□A□の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。

- 遭難通信
- 緊急通信
- 安全通信
- 非常通信
- 放送の受信
- その他総務省令で定める通信

無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、□B□は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

無線局を運用する場合には、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

- 免許状に□C□であること。
- 通信を行うため必要最小のものであること。

無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- | | A | B | C |
|---|----------------|-------------------|-------------|
| 1 | 通信事項 | 電波の型式、周波数及び空中線の型式 | 記載されたものの範囲内 |
| 2 | 通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 記載されたもの |
| 3 | 通信の相手方若しくは通信事項 | 電波の型式、周波数及び空中線の型式 | 記載されたもの |
| 4 | 通信の相手方若しくは通信事項 | 電波の型式及び周波数 | 記載されたものの範囲内 |

A - 10 次の記述は、アマチュア局が呼出しを行う場合における呼出しの簡易化について無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

空中線電力 50 ワット以下のモールス無線電信を使用して呼出しを行う場合において、確実に連絡の設定ができると認められるときは、呼出事項のうち、□A の送信を省略することができる。
の規定により □A の送信を省略した無線局は、その通信中 □B を送信しなければならない。

A	B
1 相手局の呼出符号及びD E	相手局の呼出符号 1 回
2 相手局の呼出符号及びD E	できる限り 5 分間の間隔を置いて相手局の呼出符号
3 D E 及び自局の呼出符号	少なくとも 1 回以上自局の呼出符号
4 D E 及び自局の呼出符号	できる限り 2 回自局の呼出符号

A - 11 次の記述は、アマチュア局のモールス無線通信の場合の応答について無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句を示す。

応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「□A」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「□A」の代わりに「□B」及び分で表す概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が □C 分以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

A	B	C
1 K	<u>VA</u>	10
2 K	<u>AS</u>	10
3 R	<u>VA</u>	20
4 R	<u>AS</u>	20
5 OK	<u>VA</u>	10

A - 12 モールス無線通信において、混信の防止その他の必要により使用周波数又は使用電波の型式及び周波数の変更を要求しようとするときに使用する略符号を、無線局運用規則の規定に照らし下の番号から選べ。

1 QSN	2 QSU	3 QSX	4 QSZ
-------	-------	-------	-------

A - 13 次の記述は、周波数等の指定の変更等に関する電波法の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、□A 必要があるときは、当該無線局の □B に支障を及ぼさない範囲内に限り、無線局の □C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
2 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数
3 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
4 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力

A - 14 次に掲げる事項のうち、免許人が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき、電波法の規定によりその無線局について総務大臣から受けることがある処分を下の番号から選べ。

- 1 通信事項の制限
- 2 無線従事者の解任命令
- 3 電波の型式の制限
- 4 再免許の拒否
- 5 周波数の制限

A - 15 無線従事者規則の規定により無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合を下の番号から選べ。

- 1 無線従事者が無線設備の操作を5年以上行わなかったとき。
- 2 無線従事者の免許を受けてから5年を経過したとき。
- 3 住所を変更したとき。
- 4 無線従事者の業務の停止の処分を受けたとき。
- 5 無線従事者の免許の取消しの処分を受けたとき。

A - 16 次の記述は、電波利用料の徴収等について述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 免許人（包括免許人を除く。）は、除外規定がある場合を除き、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して30日以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（対応する日がない場合は、その翌日。以下「応当日」という。）から起算して30日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各1年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。
- 2 免許人（包括免許人を除く。）は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。
- 3 長期にわたって無線局の運用を休止する無線局については、その期間に応じて電波利用料が減免される。
- 4 電波利用料を納めなければならない者がこれを納めないときは、総務大臣から督促状によって、期限を指定して督促される。

A - 17 次の記述は、電気通信の秘密に関する国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

構成国は、□ A □ の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する □ B □ 措置をとることを約束する。

- | A | B | A | B |
|--------|---------|--------|----------|
| 1 国際通信 | すべての可能な | 2 国際通信 | 技術的に可能な |
| 3 無線通信 | 実行可能な | 4 公衆通信 | できる限り可能な |

A - 18 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の周波数分配表において、第三地域のアマチュア業務に分配されている周波数帯を下の番号から選べ。

- 1 6,765kHz ~ 7,000kHz
- 2 7,000kHz ~ 7,100kHz
- 3 7,100kHz ~ 7,300kHz
- 4 7,300kHz ~ 7,350kHz
- 5 7,350kHz ~ 7,400kHz

A - 19 次の記述は、混信を避けるための措置について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、□ A □ 可能な場合には、□ B □ の利点をできる限り利用して、最小にしなければならない。

- | A | B |
|----------|-----------|
| 1 業務の性質上 | 無指向性のアンテナ |
| 2 業務の性質上 | 指向性のアンテナ |
| 3 技術的に | 電力低下装置の機能 |
| 4 技術的に | 無指向性のアンテナ |
| 5 技術的に | 指向性のアンテナ |

A - 20 国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則の規定に照らし、すべての無線局に禁止されている伝送に該当しないものを下の番号から選べ。

- 1 紛らわしい信号の伝送
- 2 不要な伝送
- 3 識別表示のない信号の伝送
- 4 虚偽の信号の伝送
- 5 業務用略語による伝送

B - 1 アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）の免許の申請をしようとするとき、その申請書に記載する事項のうち、無線局免許手続規則の規定により省略できるものを1、省略できないものを2として解答せよ。

- ア 目的
- イ 開設を必要とする理由
- ウ 無線設備の工事設計
- エ 工事落成の予定期日（技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用する場合に限る。）
- オ 運用開始の予定期日

B - 2 次の記述は、「占有周波数帯幅」及び「必要周波数帯幅」の定義について電波法施行規則の規定に沿って述べたものである。
□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「占有周波数帯幅」とは、その上限の□ア□^{（イ）}輻射され、及びその下限の□イ□^{（イ）}輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の□ウ□に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な□エ□情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の□オ□をいう。

- | | | | | |
|-------------|-------------|-------|----------|---------------|
| 1 周波数帯幅を超えて | 2 周波数帯において | 3 最小値 | 4 信号量の | 5 0.5 パーセント |
| 6 周波数を超えて | 7 周波数未満において | 8 最大値 | 9 速度及び質で | 10 0.05 パーセント |

B - 3 次の記述は、罰則について電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

遭難通信の取扱いを□ア□者は、1年以上の有期懲役に処する。

の□イ□は、罰する。

船舶遭難又は航空機遭難の事実がないのに、無線設備によって遭難通信を発した者は、□ウ□に処する。

自己若しくは他人に利益を与え、又は他人に□エ□を加える目的で、無線設備によって□オ□を発した者は、3年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。

- | | | | | |
|------|-------|--------|---------|-----------------|
| 1 障害 | 2 教唆犯 | 3 未遂罪 | 4 違法な通信 | 5 100万円以下の罰金 |
| 6 損害 | 7 誤った | 8 妨害した | 9 虚偽の通信 | 10 3月以上10年以下の懲役 |

B - 4 電波法の規定により総務大臣に報告しなければならないものを1、報告を要しないものを2として解答せよ。

- ア 人の生命に重大な危害を及ぼす犯罪の現行犯人の逮捕に関し急を要する通信を行ったとき。
- イ 電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるとき。
- ウ 非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったとき。
- エ 原因不明の重大な混信を受けたとき。
- オ 非常通信を行ったとき。

B - 5 次に掲げるもののうち、局の技術特性として国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 受信局は、関係の発射の種別に適した技術特性を有する装置を使用するものとする。
- イ 局において使用する装置は、無線通信規則で定める型式及び名称のものを使用しなければならない。
- ウ 周波数許容偏差及び不要発射のレベルを技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持するよう努力するものとする。
- エ すべての無線局についてスペクトルの効率的な使用に適する周波数帯幅拡散技術が使用されなければならない。
- オ 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。